

第5期地域福祉実践計画

平成 28 年度～平成 32 年度

～誰もが安心して暮らせる、ふれあい・
支えあい・福祉のまちづくり～



社会福祉法人
恵庭市社会福祉協議会

はじめに

私たちが暮らす恵庭市（以下、「市」という。）でも、平成18年における高齢化率は18.0%であったものが10年後の平成27年では25.0%、そして5年後の平成32年では28.4%と推計されており、人口減少と相まって未だかつて経験したことのない少子高齢化社会を迎えることになります。

こうした時代の変化は、核家族化の進行とともにひとり暮らし高齢者等の増加につながり、地域における支えあいや助けあい等の仕組みがなければ、安全で安心して日々の生活を送ることが困難となります。

恵庭市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、市のまちづくり、さらに少子高齢化に伴う地域社会の変容に応じて、これまで昭和60年4月からの第1期をかわきりに第4期までの地域福祉実践計画（以下、「計画」という。）を策定し、地域住民・行政・関係機関団体等の皆様と地域福祉活動を展開して参りました。

平成23年度からスタートした第4期計画は、平成27年度で一区切りがつき、その検証・評価報告書でも述べておりますが、44事業でスタートしたものが、平成27年度では56事業を実施するに至りました。増加した事業の多くは、平成25年度における市からの地域福祉に関連した事業などの移管であり、今後、市のまちづくりを進めていく上で1歩を踏み出したものといえます。

この度策定した第5期地域福祉実践計画は、第4期計画の検証・評価結果、時代の変化に伴う福祉課題・生活課題、地域福祉懇談会で市民の皆様や関係機関等の皆様からお寄せいただいたご意見やご提言、さらに市が策定した第3期地域福祉計画との整合性を図り取りまとめたものです。

社協としても第5期計画に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間、地域福祉の推進に向けて全力で取り組んで参りますが、引き続き、地域住民・行政・関係機関団体等の皆様のご理解とご協力を願いいたしたいと存じます。

最後に、第5期計画は、策定委員会の皆様をはじめ、地域福祉懇談会やアンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、町内会連合会、民生委員・児童委員連絡協議会、関係福祉団体・施設・事業所等の多くの皆様、さらに市の関係者のご支援のもと策定できましたことにあらためて感謝申し上げます。

平成28年4月

社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会

会長 鏡 貢

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
第2章 計画の概要	
1 計画策定の背景	4
2 計画策定の目的	5
3 計画の策定方法及び進行管理	5
4 計画の期間	5
5 第3期恵庭市地域福祉計画との関連について	6
第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題について	
1 恵庭市の現状と課題	
〔1〕総人口・高齢者人口・年少人口の推移	8
〔2〕一般世帯と高齢者世帯の推移	9
〔3〕障がいのある人の状況	10
〔4〕要支援・要介護認定者の状況	10
〔5〕生活困窮者の状況	10
2 恵庭市社会福祉協議会の現状と課題	11
3 今後、地域福祉を推進するにあたっての課題	
〔1〕社会福祉制度改正への対応について	12
〔2〕市がまちづくりを進めて行く上での社協の役割について	12
〔3〕第4期地域福祉実践計画の検証評価より	13
〔4〕地域福祉懇談会・アンケート調査・地域包括支援センター情報交換会	17
第4章 地域福祉を推進するための目標設定について	
1 基本理念	33
2 基本目標	33
第5章 計画の施策体系について	
施策体系	35
第6章 体系別実施計画について	
1 基本目標1	36
2 基本目標2	37
3 基本目標3	38
4 基本目標4	40
5 基本目標5	42
第7章 資料編	
1 第5期地域福祉実践計画策定体制	44
2 計画策定までの経過	45

第1章 計画の策定にあたって

社協は、平成23年度からスタートした第4期地域福祉実践計画に基づき、地域福祉（※1）を推進する団体として活動を行ってきました。

この間、社協を取り巻く環境の変化の1つに、市が制定し、平成26年1月1日から施行された恵庭市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という。）があります。

基本条例の前文では「市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちづくりを創造したように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。」と、条例制定の趣旨が掲げられています。

社協においても、基本条例で定義する一市民（※2）としての役割を果たしていきたいと考えているところです。

平成28年度からスタートする第5期地域福祉実践計画は、このことを十分に踏まえ策定に当たりました。

※1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

※2 市民とは

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に通勤又は通学する人
- ③市内で活動する法人や団体又は個人

第2章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年わが国では、急速な少子高齢化や人口減少社会が到来し、地域社会も大きく変化している上に、人々のライフスタイルの多様化や価値観・意識の変化等が言われて久しい状況にあります。

また、核家族化が進み、家庭機能が弱体化している上に、「共に支えあい・助けあい」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきている等、地域を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうしたことを踏まえ、国では、地域を基盤としたさまざまな制度創設や施策・事業の充実を図ってきています。

地域福祉は地域を基盤とする施策・事業の大きな柱の一つです。

社協では、これまで安心して暮らし続けることができる「共に支えあい・助けあい」の地域社会の実現に向けて、市民はもとより、行政、町内会・自治会、民生委員・児童委員、さらに社会福祉関係機関団体等の理解・協力をいただき、市の地域福祉計画と連携して、事業に取り組んできました。

特に、平成25年度より市から「在宅高齢者等配食サービス事業」や「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」等の事業について移管を受けたことにより、サービス利用者と地域の関係性をつくるきっかけとして大きな役割を担うことができました。

しかし、本市においても急速な少子高齢化の進展をはじめとする地域社会の変容は、住民同士のつながりの希薄化として現れ、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待、DV、生活困窮等厳しい社会福祉課題・生活課題が顕在化してきています。

社協では、多様化する地域福祉課題に対応するため、これまでの取り組みに加え、少子化を見据えた子育て支援等への取り組みも含めた活動の指針となるものが必要になってきています。

社協は今後とも、地域福祉を担う中核的組織として、地域住民をはじめ、行政や関係機関団体等と連携・協働しながら、住民主体の地域福祉事業を継続的に推進していくために「第5期地域福祉実践計画」を策定するものです。

2 計画策定の目的

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民に明らかにするものです。

計画は社協が、地域住民、地域で社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者等と連携・協働しながら策定するもので、地域福祉を目的とする民間の活動・行動計画です。

社協は、社会福祉法で地域福祉を推進する団体として、地域におけるとともに支えあい助けあえる地域社会をめざして、地域住民をはじめ、関係機関・団体等のご理解やご協力を得て、それぞれが役割を適切に担いながら地域福祉を推進することを目的に本計画を策定するものです。

3 計画の策定方法及び進行管理

計画策定にあたり、社協の理事及び評議員で構成する地域福祉部会が計画策定委員会としての役割を担い、第4期地域福祉実践計画の検証・評価結果を報告書にまとめました。

市民を対象として市内3地区で開催した地域福祉懇談会では、報告書に基づき計画の進行状況等の説明を行うとともに、ご意見及び提言等を伺いました。

さらに、事業所アンケート調査を行うとともに、恵庭市が市民を対象として実施した意識・意向調査等の中から参考となる項目を盛り込んでいます。

また、策定過程においては、効果的な地域福祉の推進に向け、市の地域福祉計画との連携を図りました。

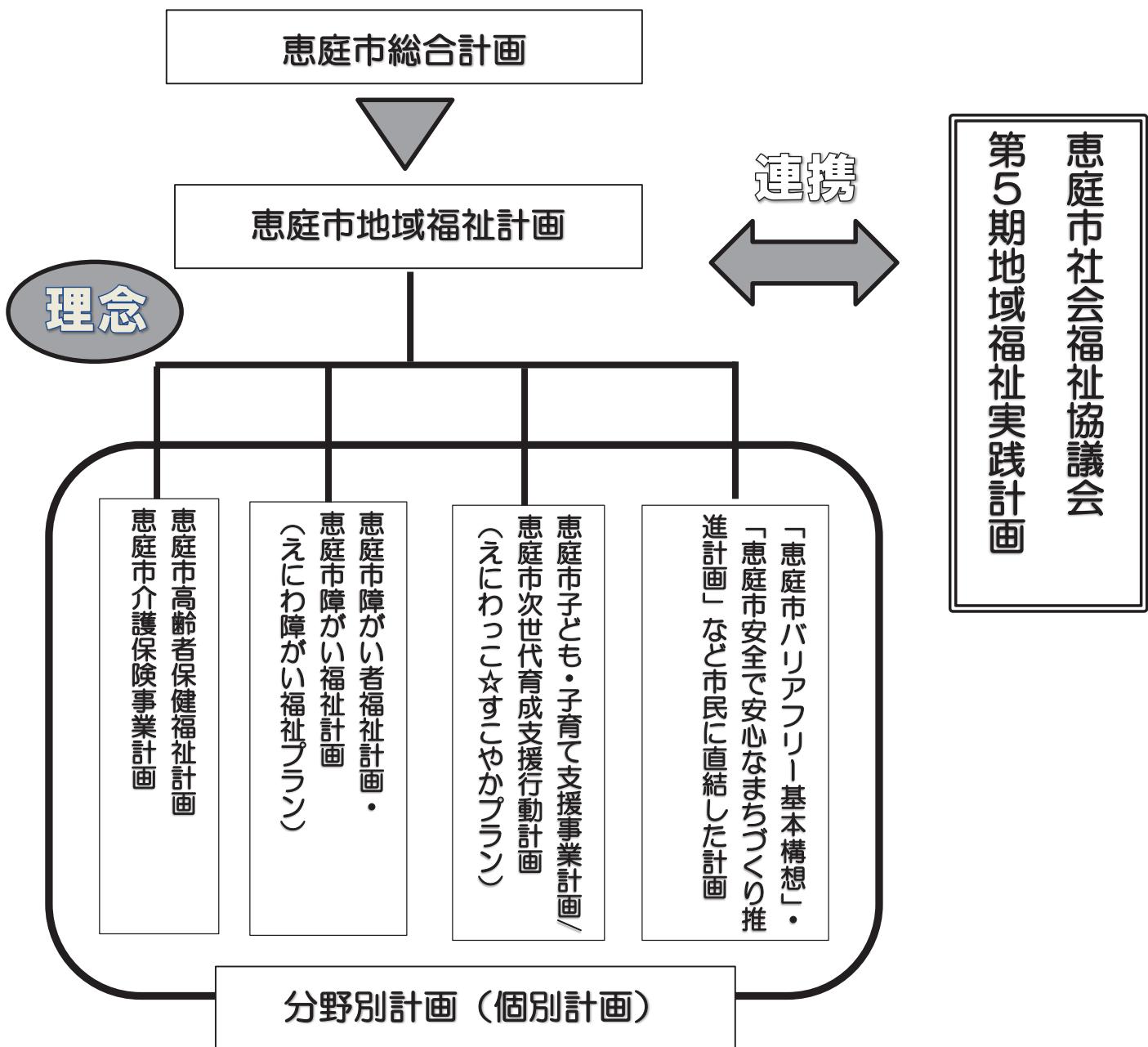
なお、本計画は毎年度見直し等を行うとともに、新たな事務事業への取り組みが必要となった場合は、本計画に位置付け実施することとしています。

4 計画の期間

計画は平成28年度から平成32年度までの5カ年計画とし、市の第3期地域福祉計画と整合性を図り一体的に推進していきます。

5 第3期恵庭市地域福祉計画との関連について

※第3期恵庭市地域福祉計画より抜粋



惠庭市総合計画・・・・・・・市の福祉や都市計画、環境といったすべての計画の基本となるもので、将来の恵庭市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにだれがどのようなことをするのか、総合的・体系的にまとめたものです。

惠庭市高齢者保健福祉計画・・・・惠庭市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を目的とした計画です。

恵庭市障がい者福祉計画・・・・・「障がい者福祉計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた障害者基本法に基づく市町村計画です。

(えにわ障がい福祉プラン) 「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めた障害者自立支援法に基づく市町村計画です。

子ども・子育て支援事業計画・・・質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることを目的に策定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

その他、高齢者や障がいのある方の安全性向上のため、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を定める「恵庭市バリアフリー構想」、犯罪や交通事故のない安全に安心して暮らせる社会の実現を目指す「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」等、市民の暮らしに直結した各種計画を策定しています。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題について

1 恵庭市の現状と課題

[1] 総人口・高齢者人口・年少人口の推移

平成27年10月に公表された「恵庭市人口ビジョン」によると、札幌市の近郊都市として、昭和46年市政施行時人口35,668人から、平成24年までの40年余りで、約2倍の人口になっています。

しかし、平成25年には、初めて人口減に転じており、翌年には再び増加となったものの、今後は人口減少に向かうと見込まれています。

また、同ビジョンによると、本市の合計特殊出生率（平成25年）は、1.29で全国平均の1.38を下回っていますが、北海道平均の1.25を上回っています。

年少人口は、平成22年10月で9,821人であったものが、平成27年には9,231人となっており減少している状況にあります。

高齢者人口は平成26年10月で16,605人、高齢化率でみると24.1%となっており、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあります。

一方、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者に到達する平成37年には高齢化率が30%を超えることが見込まれ、3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。

【総人口及び高齢者人口の推移】

区分／年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	68,809	68,938	69,126	68,876	68,950	68,974
高齢者人口	人数	14,122	14,547	15,099	15,806	16,605
	高齢化率	20.5%	21.1%	21.8%	22.9%	24.1%
前期高齢者 (65~74歳)	人数	7,668	7,666	7,836	8,214	8,719
	比率	11.1%	11.1%	11.3%	11.9%	12.6%
後期高齢者 (75歳~)	人数	6,454	6,881	7,263	7,592	7,886
	比率	9.4%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%
年少人口 (15歳未満)	人数	9,821	9,741	9,531	9,308	9,303
	比率	14.3%	14.1%	13.8%	13.5%	13.4%
40~64歳人口	人数	23,650	23,838	23,917	23,844	23,662
	比率	34.4%	34.6%	34.6%	34.6%	34.3%

※総人口・高齢者人口:各年10月1日時点

※恵庭市統計情報より

[2] 一般世帯と高齢者世帯の推移

(ア) 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成22年で30,316世帯、5年後の平成27年では31,688世帯と増加しています。

1世帯当たりの人員は核家族化等の影響に伴い、平成22年2.27人から、5年後の平成27年では2.18人と減少しています。

【一般世帯総数の推移】

区分／年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
世帯数(世帯)	30,316	30,575	30,909	31,053	31,338	31,688
1世帯当人員(人)	2.27	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18

※世帯数・1世帯当人員:各年10月1日現在

※恵庭市統計情報より

(イ) 高齢者世帯の推移

一般世帯数に占める高齢者親族のいる世帯の占める比率が増加しています。

高齢者単身世帯では、平成7年694世帯(3.3%)であったものが、平成22年では2,082世帯(7.5%)と、15年間で世帯数が約3倍に増加し、高齢者夫婦のみの世帯でも同様の傾向を示しています。

【高齢者世帯総数の推移】

年／区分	一般 世帯数	高齢者親族のいる世帯		高齢者単身世帯 (65歳以上)		高齢者夫婦のみの世帯	
		世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
平成7年	21,314	4,587	21.5%	694	3.3%	1,027	4.8%
平成12年	23,581	6,197	26.3%	1,093	4.6%	1,674	7.1%
平成17年	25,662	7,691	30.0%	1,557	6.1%	2,253	8.8%
平成22年	27,634	9,175	33.2%	2,082	7.5%	3,382	12.2%

■資料:国勢調査⇒各年10月1日

※高齢者親族がいる世帯:65歳以上の親族がいる世帯(高齢単身、夫婦を含む)

※高齢者夫婦:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

[3] 障害のある人の状況

障がい者手帳取得者の状況は、下表のとおりです。

【障害者手帳の取得推移】

(単位：人)

区分／年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
身体障害者手帳	2,626	2,746	2,761	2,810	2,864	2,865
療育手帳	426	438	462	492	520	554
精神障害者保健福祉手帳	186	196	258	272	289	302
合計	3,238	3,380	3,481	3,574	3,673	3,721

■資料:市保健福祉部障がい福祉課

[4] 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の状況は、下表のとおりです。

【要支援及び要介護者の推移】

(単位：人)

区分／年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
第 1 号 被 保 險 者	要支援 1	387	415	485	519	616
	要支援2	339	412	442	476	477
	要支援計	726	827	927	995	1,093
	要介護 1	359	419	437	449	472
	要介護2	349	383	379	417	406
	要介護3	210	206	234	248	249
	要介護4	181	194	214	225	234
	要介護5	167	183	199	235	245
	要介護計	1,266	1,385	1,463	1,574	1,606
	計	1,992	2,212	2,390	2,569	2,699
	※1認定率	14.1%	15.2%	15.8%	16.2%	16.4%
第 2 号被保険者	69	69	70	67	76	76
合計	2,061	2,281	2,460	2,636	2,775	2,914

※認定率:65歳以上高齢者に占める割合

※各年 10 月 1 日現在

※恵庭市介護福祉課より

[5] 生活困窮者の状況

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者支援が大きく進展するものと期待されます。

しかし、法律で「生活困窮者」について定義はされているものの、対象人員の把握は非常に困難であり、今後の取り組みにおいての課題となっています。

2 恵庭市社会福祉協議会の現状と課題

恵庭市社会福祉協議会は、昭和31年1月に任意の団体として創設され、昭和43年に社会福祉法人格を取得しました。以来、地域福祉を推進する中核的な団体として、市民をはじめ、恵庭市、関係機関団体等に支えられながら、時代のニーズに即し、地域性を反映した、「福祉のまちづくり」を推進するための様々な事業に取り組んできました。

社協では、第4期地域福祉実践計画の期間中、住民同士のつながりの希薄化に対応するため「小地域ネットワーク活動」のさらなる推進や「ふれあいサロン事業」の拡充を図ってきましたが、一方で平成27年10月に開催した地域福祉懇談会で「活動の担い手がいない」等の声が寄せられたように地域福祉の担い手の確保が喫緊の課題となっています。

平成25年度から「在宅高齢者等配食サービス事業」や「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」等の事業について新たに移管を受けたことにより、サービス利用者と地域の関係性をつくるきっかけとして、大きな役割を担うことができるようになりました。

しかしながら、今後も、ひとり暮らし高齢者や障がい者、さらに生活困窮者等の支援を必要とする人々の増加が見込まれる中にあって、個々の福祉ニーズに適切に対応できるよう、また、地域での生活課題や福祉課題への発見も含め、相談支援体制の強化が求められています。

そうした中、社会福祉法人制度改革、介護保険制度改革や生活困窮者自立支援制度の創設等に伴い、社協を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした課題に適切に対応するためには個別に対応するのではなく、財政基盤の確立をはじめ、総合的かつ中長期的な対応が求められているところです。

3 今後、地域福祉を推進するにあたっての課題

[1] 社会福祉制度改正への対応について

国は、現下の地域社会や経済状況等の変化に対応するため社会保障制度等の改革・見直しを進めております。

(ア) 社会福祉法人制度改革

国における社会福祉法等の一部改正に伴い、社会福祉法人たる社会福祉協議会においても改正内容に基づく適切な対応が求められます。

なお、法改正に基づく着目点の1つに、これまで施設経営等を主体とした市内の社会福祉法人も「地域における公益的な取組」を実施する責務があることから、社協との関わりも一層重要となることが想定されます。

(イ) 介護保険制度改革

地域福祉を推進する上で、地域住民の支えあいや高齢者の生きがい・社会参加等に向けた地域活動の活性化、また、支援の必要な方への支えとして期待する仕組みづくりを目指そうとするものです。

社協の役割としてどのような関わりが担えるか検討が必要です。

(ウ) 生活困窮者自立支援（法）制度

生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、1年が経過しようとしています。社協では、制度の趣旨を踏まえ、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を推進するため、どの様な関わりを果たすべきか検討しています。

[2] 市がまちづくりを進めて行く上での社協の役割について

社協は、平成25年度から「在宅高齢者等配食サービス事業」や「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」等の地域福祉に関する事業の移管を契機に、地域福祉推進団体として事業の幅に広がりを見せており、社協機能への期待も高まっています。

今後も地域福祉に関する事業移管及び受託についての協議・検討が予定されており、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与し、市民に信頼される社協を目指していきます。

[3] 第4期地域福祉実践計画の検証評価より

第4期地域福祉実践計画期間中、恵庭市の地域福祉計画と連携を図り、地域住民をはじめ、町内会・自治会、保健・医療・福祉の関係機関・団体等の参加・協力を得て、地域福祉の推進に努めました。

本計画は平成27年度が最終年度であることから、進捗状況を踏まえ、次のとおり評価・検証等を行いました。

1 基本目標について（全体を通して）

基本目標は、第4期計画期間内を通して取り組むべき目標・スローガンで「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」としています。

基本目標は、市民に向けて発信され、それが理解され、その内容に共感し、自ら参加出来るものでなければなりません。「ともに支えあう」ための主人公は、市民であり、市民とともに創り上げ、市民とともに実践していくことを念頭に推進してきました。

2 個別目標（「重点推進項目」）について

（1）個別目標1：「地域と協働して支えあいのまちづくりを推進します」

個別目標1を達成するため、3つの重点推進項目を設定し、基本目標で掲げる「ともに支えあう」という理念を具体的に推進する事業に取り組んできました。

主な取り組みは次のとおりです。

■小地域ネットワーク活動の推進

社協では、平成7年から町内会・自治会関係者と連携を図り、小地域ネットワーク活動に取り組み、地域での支えあいや見守りの仕組みづくりや地域における課題を解決するために町内会・自治会が自主的に取り組む福祉活動に対して支援を行うことによりその定着に努めてきました。

推進上の課題等を整理し、さらなる定着に向けた取り組みが必要です。

■ふれあいサロン事業の充実

地域で閉じこもりがちな高齢者・障がいのある方等が孤立しないように、近くで、気軽に集まれる、語り合いの場等を提供する取り組みです。

地域住民の主体的・自発的な福祉活動として、取り組んできており、さらなる定着に向け、サロン団体をはじめ関係機関団体等とより一層の連携を図り、介護予防の観点からも「参加しやすい、取り組みやすい」事業の拡充に努めています。

[平成26年度] 計画：24団体⇒実績：41団体

(2) 個別目標2：「ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります」

個別目標2を達成するため、3つの重点推進項目を設定し、基本目標の理念を具体的に推進する事業の1つとして、さらに「参加しやすい環境」づくりを中心に取り組んできました。

主な取り組みは次のとおりです。

■ボランティアセンターの運営・ボランティア活動のきっかけづくり

ボランティアセンターは、小地域ネットワーク活動とともに、社協が推進する地域福祉の中核的な役割を担っています。

これからボランティア活動に参加する方々を応援する窓口として、また、ボランティアに対する多様なニーズに対応できるセンター機能の充実強化が求められています。学校教育と連携し児童生徒へのきっかけづくりも重要さを増してきています。

[平成26年度] 計画：延活動人員1,300人⇒実績：1,395人

さらに、近年の減災・防災意識の高まりに伴い、社協として災害ボランティア体制への取り組みが課題となっています。

(3) 個別目標3：「身近で困ったときに頼りになる社協を目指します」

個別目標3を達成するため、4つの重点推進項目を設定し、基本目標に掲げる理念を具体的に推進する事業を中心に取り組んできました。

主な取り組みは次のとおりです。

■情報提供の工夫と充実

情報提供（活動）は、社協がどのような福祉のまちづくりを目指しているか、そのためにどのような福祉サービスや事業を行っているか等について、広く市民や関係者の理解を得るために行う広報・啓発機能です。

広報誌の発行（年4回）や事業内容を紹介する小冊子作成等、そしてタイムリーな情報提供に向け、ホームページやブログの活用、さらに新聞等マスコミの協力を得ながら必要な情報提供に努めてきました。

■権利擁護の推進

平成24年度から、日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業に取り組みました。平成26年度の利用者は9名です。

さらに、法人後見事業にも対応できるよう、市と連携を図り、市民後見人養成研修の受講、また、平成27年度に市が設置する成年後見支援センター設置検討委員会への参画等、社協が担うべき役割を見据え、今後の実施体制等の構築に努めてきました。

■生活困窮者への支援

生活困窮者への支援は、権利擁護の推進とともに社会福祉法人としての社協の基本的な役割の1つです。

社協では、生活困窮者からの相談に対応するため、道社協が行っている「生活福祉資金貸付事業」に関する相談及び申請手続きの窓口、さらに自主事業として「生活資金貸付（上限3万円）」及び「緊急的な食糧援助（2～3日分）」を実施しています。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法の施行に伴って、生活困窮者への支援のあり方が大きく変容する中で、相談窓口体制の見直しが喫緊の課題となっています。

（4）目標4：「安心して在宅で暮らせるサービスを提供します」

個別目標4を達成するため、2つの重点推進項目を設定し、基本目標に掲げる理念を具体的に推進する事業を中心に取り組んできました。

主な取り組みは次のとおりです。

■各種福祉サービス事業の推進

平成25年度より市から「在宅高齢者等配食サービス事業」や「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」等の事業について移管を受けたことにより、サービス利用者と地域の関係性をつくるきっかけとして大きな役割を担うことができました。

今後とも、地域の高齢化等を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、必要な支援や援助に向けた体制強化に努めていきます。

■介護保険サービス等の充実

社協は、平成11年4月市からホームヘルプサービス事業を受託し、翌年からは介護保険制度実施に伴い訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所の指定を受け、今日に至っています。

また、障がい者（児）の福祉ニーズに対応するため、障害者自立支援法に基づく居宅介護や行動援護、さらに移動支援についても積極的な取り組みに努めています。

（5）個別目標5：「地域福祉を進める体制を強化します」

個別目標5を達成するため、2つの重点推進項目を設定し、基本目標に掲げる理念を具体的に推進する事業を中心に取り組んできました。

主な取り組みは次のとおりです。

■計画の推進と管理

本計画の進行管理は、各年度毎に社協の役員・評議員で構成する地域福祉部会で進捗状況及び評価・検証を行ってきました。

■組織体制の強化

昨今の社協は組織管理〈マネジメント〉のあり方が問われており、その基本となるものに法令順守〈コンプライアンス〉があり、これを維持していくために、業務執行に責任がもてる役員体制、諸規定の整備、内部統制の仕組み等を含む業務分掌・職務権限の明確化、役職員における社協組織の目的・理念に基づいた行動規範の共有化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底等の体制整備と具体的取り組みを行うことが必要です。

【理事会・監事・評議員会】

定款に基づき、役員として理事16名及び監事3名を選任し、さらに評議員40名を選任し、理事で構成する理事会、評議員で構成する評議員会を設置しています。なお、社協の代表権を有する会長1名、副会長2名を理事の互選により選出しています。

【外部監査の実施】

法人運営の信頼性を高めるため、外部監査を実施し適正な財務諸表の信頼性の担保に努めています。

【民間〈自主〉財源の確保】

社協が地域福祉を推進するために取り組んでいる自主事業に係る主な財源は、社協会費・寄附金・共同募金配分金等、地域住民や地域の諸団体に支えられる民間〈自主〉財源を基盤としています。

社協が地域福祉を推進するために取り組んでいる自主事業に係る主な財源題や福祉ニーズ等に対応できるよう、より一層の社協への理解を広げ、財源の確保を図っていく必要があります。

[4] 地域福祉懇談会・アンケート調査・地域包括支援センター情報交換会

(ア) 地域福祉懇談会より

市の第3期恵庭市地域福祉計画及び社協の第5期地域福祉実践計画策定にあたり、市民を対象に、地域での福祉課題や活動等の現状把握、市民との意見交換等を目的に地域福祉懇談会を開催いたしました。懇談会では、特にテーマを設定せず、地域で生活する上での課題や困りごと等をお聞きし、意見交換等を行いました。

【島松地区】

1. 日 時 平成27年10月21日（水）18時30分～19時45分
2. 場 所 島松公民館2階視聴覚室
3. 出席者 市民11名
恵庭市 船田保健福祉部長 佐々木保健福祉部次長 深田福祉課長 安達
福祉課主査 大西国保医療課長 竹内介護福祉課長 武田保健課
長 高橋子ども家庭課主幹 伊東子育て支援課長
社協 鏡会長、野原副会長、西根副会長、竹村地域福祉部会長
中田常務理事・事務局長 合田事務局次長 海老介護サービス課
長 岡主任
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問:島松寿町では2つのサロンが活動している。市内をみると空き家があることから、空き家を活用しサロン活動に使えるようになるとサロンが広がると思う。また、市営住宅が3ヶ所あり、市営住宅の1室をサロン活動で使えるようにしてほしい。

社:第4期地域福祉実践計画の中でもふれあいサロン事業は力を入れてきた事業である。空き家及び市営住宅については、担当所管へ相談をさせていただくが、第5期地域福祉実践計画に盛り込めるかどうかはお答えできないのでご理解いただきたい。

問:島松寿町にエコバスの停留所が新たにできたが、利用者にとって利便性が感じられない。道道恵庭江別線には信号がないところに停留所を作ることができないと回答はあった。しかし、高齢者を救済するものがこれでいいのかという思いがある。アンダーパスのところに停留所を作ってほしい要望は出しているが実現されていない。

市:本日はエコバスの担当部署である生活環境部が来ていないため回答できないが、今日の内容についてはしっかりと担当部署へ伝えたい。

問:居場所のひとつとして島松憩の家が島松東町にある。とてもいい場所ではあるが、島松東町の敬老会はタクシー等を使い島松公民館で開催している。歩いて行ける範囲であるので本音は近くにある憩の家で開催したいが、高齢により膝が悪い人が多くなったことから畳では立ち上がるのが大変である。椅子が必要になので施設の改善に力を入れてほしい。

市:最近同様の要望が出され、どこの憩の家でも要望が出ている。以前は、畳で使用

していたが膝が痛い人が増えた。全ての施設を同じ時期に整備するのは予算の関係があり難しいことから、今後は整備計画を立て順次整備していきたいと考えており、時間がかかることを理解いただきたい。

問：第6期高齢者福祉計画が始まったのでホームページをみた。憩の家の整備について具体的に椅子を整備するということは載らないのか。

市：整備を推進していくとは明記しているが、椅子等の具体的なものまでは掲載していない。掲載していないからやらないというわけではなく、要望が出ていることから順次進めていきたい。

市：憩の家の椅子の関係については市議会でも取り上げられている事案である。予算の関係もあるが、どういったものが必要なのかを老人クラブに聞きたい。建設当初は畳の方がいいという意見があった。年間100脚の椅子を整備しているが、島松憩の家は新しい施設であるので時間がかかるかもしれないが、実際に施設を使っている方々に意見を聞き整備したい。

問：憩の家のゴミの収集についてお願意したい。現在は、憩の家を使った際に出たゴミは、老人クラブの会員の当番の女性に分別してもらい持ち帰ってもらっているが、せっかく遊びに来たのにゴミを持って帰るという苦労をかけている。以前にもこうした懇談会があった際に同様の意見を言わせてもらった。まだ実現がされていないので、事業所扱いのゴミではなく一般家庭ゴミの扱いで収集してほしい。

市：以前から伺っていた意見ですので廃棄物対策課と連携しモデル事業として実施できないかどうか検討中であり、お時間をいただきたい。

19時45分終了

【惠庭地区】

1. 日 時 平成27年10月26日（月）18時30分～19時35分

2. 場 所 恵庭市民会館2階大会議室

3. 出席者 市民19名

恵庭市 船田保健福祉部長 佐々木保健福祉部次長 深田福祉課長 安達
福祉課主査 内山障がい福祉課長 竹内介護福祉課長 武田保健
課長 石上保健課主幹 坂上子ども未来室長 吉川子ども未来室
次長 山本子ども家庭課長

社協 鏡会長、野原副会長、西根副会長、竹村地域福祉部会長
中田常務理事・事務局長 合田事務局次長 海老介護サービス課長
岡主任

4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：この地域福祉懇談会はどのような位置づけか？この懇談会で話し合われたことがどのように計画に反映されるのか？

市：地域福祉計画、地域福祉実践計画はそれぞれH27年度で事業が終了する。次期計画を策定するため、広く市民の皆さんや団体、ボランティアの方の福祉に関する意見や要望を聞くことがこの懇談会の目的である。

問：この懇談会の記録はどのような取り扱いか？

市：今回いただいた意見は、次期計画の中に掲載する。この計画は個別計画の上位計画であり、今回のご意見をもとに地域福祉計画において、具体的にどのように冊子に載せるかは現時点では決まっていないが、今後の方向性等の面において網羅させ、計画に反映させたいと考えている。

問：平成26年度に市民後見人養成研修が行われ、18名の方が対象だった。平成27年度以降のこれらの方の活動方法はどのようにお考えか？

市：平成26年度に市民後見人を養成した。平成27年度は市民後見センターを設置すべく設立準備委員会を現時点で2回開催している。今後も委員会を開催し、平成28年度に社会福祉協議会へ市民後見センターを設置する予定。

問 : 昨年受講された方は、平成28年度市民後見センターが立ち上がったときから活動するのか？

市：その予定で準備している。

問：平成26年度に受講し、知識があるのにセンターが立ち上がるまで活動はないのか？

社：平成26年度に市主体で、市民後見人の養成を行い、基本的には平成28年度社協に委託されるが、後見センターが立ち上がった時点で18名全員にご活躍いただく予定。今の時点でも全員ではないが社協の行っている日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍いただいているので、研修後2年間活動を据え置いていくわけではないのでご理解願う。

問：平成28年度から市民後見人制度を実施する。誰でも市民後見人制度を利用できるのか、それとも審査等があるものなのか伺いたい。

市：成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に対し法的に支援する制度である。想定する障がい者は、基本的に知的障がいと精神障がい。本人申立などで、視覚等に障がいがある場合は、障害福祉サービス利用支援を行う。

問：「交通環境の整備」について。子どもやお年寄り、障がい者の方、またこの方たちの家族にとっても交通環境をいかに整備していくことが大切なことだと思うが、市としてどのような見解を持っているのかお伺いしたい。

市：大変重要な課題と考えている。この交通網のご質問は島松地区の地域懇談会でも同様にあり、本日はエコバスの担当部署である生活安全課の職員が来ていないため回答できないが、今日ここに来ていない部署の件については、しっかりとその担当部署に伝えていきたいと考えている。

問：盲導犬を持っている者が介護施設等に入所しようとすると、盲導犬は断られる。私たち盲導犬を持っている者は、盲導犬と一緒に入ることができる施設を望んでいる。恵庭市の計画の中で、そのような取り組みを位置づけてほしいと思うがご所見はいかがか。

市：介護施設では、盲導犬とともに暮らすことは想定されていないと思う。現状では難しいと思うが、全国的にそのような事例があるか調査する。

問：音声信号が、午後7時を過ぎると全部止まってしまう。これは警察や町内会との調整も出てくると思うが、7時に止まってしまうのは非常に不便を感じる。もう少し音声信号が止まる時間を延ばしてほしい。

市：信号の関係は、設置については警察の管轄になるが、音の消音については地域住民の意見を反映していると聞いている。ただ、一方では視覚障がい者の意見は反映されないのかという話にはならないので、関係機関との会議等があるときに今日のご意見をお伝えし、情報が分かれればあらためて回答する。

19時35分終了

【恵み野地区】

1. 日 時 平成27年10月29日（木）18時30分～20時10分
2. 場 所 恵み野会館活動室
3. 出席者 市民14名
恵庭市 船田保健福祉部長 佐々木保健福祉部次長 深田福祉課長 安達
福祉課主査 内山障がい福祉課長 竹内介護福祉課長 武田保健
課長 石上保健課主幹 吉川子ども未来室次長 山本子ども家庭
課長
社協 鏡会長 野原副会長 西根副会長 竹村地域福祉部会長
中田常務理事・事務局長 合田事務局次長 海老介護サービス課
長 岡主任
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：地域福祉計画の資料で、公的サービスでは受けられるサービスが不足している側面があると文言があるが、具体的にどういう認識なのか伺いたい。

市：地域福祉計画では福祉サービスについても記載があるが、それだけではなく、自主的な地域住民による支えあいや団体の活動等も必要である意味合いがあり記載している。市民が福祉サービスに求めているものは様々ある。その中で、市民すべてが満足しているサービスはないため不足していると記載している。具体的に、どのようなサービスが不足しているのかは記載しておらず、こうした意見交換会で必要なサービスの要望を出してほしい。

問：防災無線が聞こえづらい。高齢で耳が遠いせいもあると思うが、防災無線が聞こえづらい。

市：防災無線については議会でもよく取り上げられる。北海道で初めてデジタル無線にしたことがあり聞こえはよくなつたが、家の構造が防音化になっていることや風向きによっても聞こえが変わり、窓を閉めていると聞こえづらいという声がある。現在地域を分けて4回放送している。聞こえなければ、テレフォン案内やホームページからも内容が確認できる。

市：35-4664に電話すると内容が確認できる。フリーダイヤルで通話料はかかるない。防災無線は、聞こえづらい地域もあれば、近いところではうるさいという苦情が来るためバランスをとりながら行なっている。

問：認知症の人が交通事故を起こしたニュースがあった。認知症の対策について計画に盛り込んでほしい。

市：市内で現在1万7千人の高齢者がいる。75歳以上の方が8千人おり、65歳以上の高齢者の15%が認知症を発症しているとみられ、割合としては2千人である。認知症は市内だけの問題ではなく、国をあげて取り組みを行なっている。第3期地域福祉計画では、認知症施策推進事業として28年度から取り組むことになっており、準備期間があり実際には30年4月から始まることとなる。認知症初期集中支援チームを設置し、精神科及び脳外科の先生も加わり、認知症になつ

ても住み慣れた地域で暮らすための施策を検討していきたい。

問：市職員としてではなく、一市民として家族にも防災無線が聞こえているか聞いたことはあるか。ホームページで確認できると言われても高齢者はできない人が多い。電話で確認できるということであったが初めて知った。今日会場に来ている人たちで知っている人はいたのか。

市：さきほども説明があったが、近くの人と遠くの人のバランスをとりながら放送している。音を大きくすることはできるが、近くの人にとっては相当な音になる。広報で電話番号も掲載している。一般的にはご家庭に電話はあるはずなので、どうしても聞こえづらい地域の人には電話で確認してもらう方法しかない。防災無線が聞こえづらいことや電話番号を知らない人が多かった等今日の声は担当部署へ必ず伝えたい。

問：要保護児童ネットワークの構成を教えてほしい。児童虐待が多く、民生委員として相談を受けることがあるが、こうしたネットワークに団体から選出されていても情報がおりてこないため困ることがある。できることなら5つの地区から一人ずつ参加することができれば情報が行き渡ると思う。

市：市役所の内部部署を含めて22団体で構成されている。児童相談所、千歳保健所、千歳警察署、市内の小中学校の教頭会、市内高校、医師会、市内幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、人権擁護委員、民生委員連絡協議会で構成されている。民生委員連絡協議会からは会長が選出されているため、情報伝達の方法を考えていただきたい。ネットワークの方の人数ばかりが増えてしまうため、地区的会長会等を通じて情報が行き渡るようにお願いしたい。

問：配食サービスでは安否を確認する旨記載がある。これから高齢者が増え、一人でもそうだが、夫婦でも買い物に行くことができない人もいる。子ども世帯と同居していても、日中仕事をしていたり、2世帯でまったく別々な生活をしている世帯が、配食サービスを申請して断られたことがある。個々の状況を見て、手を差し伸べてもらえないものか。市役所へ何度か依頼したが断られた。

社：恵庭市で実施していたものを平成25年度から社会福祉協議会へ移管され、要綱に照らし合わせて実施している。同居していても子ども世帯の帰りが遅い等状況に応じて対応している。お話をあつたケースの詳細を掌握していませんが、いずれにしても状況に応じて支援を行なっているのでご相談いただきたい。計画の説明でもあったが、在宅福祉サービスの利用にあたってはサービスのみに絞ったものではなく、生活上他に困りごとがないかまで確認し、必要があれば他の機関へつなぐ等の支援を行ない、サービス提供に努めている。対象者範囲を広げるということであれば、恵庭市との協議も必要になってくる。

補足になるが、在宅高齢者等配食サービス事業は、概ね65歳以上の単身もしくは高齢者で構成される世帯もしくはこれに準ずる世帯を対象としているので高齢者夫婦世帯は対象になる。世帯の中で、若い人がいても日中仕事に行って不在である場合でも対象になることがあるので、社会福祉協議会へ相談していただきたい。平成25年度から社会福祉協議会へ移管したが、制度の中身自体に変更はない。対象とならなかったケースでは、世帯構成の中で何かあったものと考える。週に3回、月水金もしくは火木土の3回からになるので、それに合致しなかった

ことも考えられる。いずれにしても、必要であれば再度相談いただきたい。

問：老人クラブの役員の担い手がいない。若い人の力を援助してほしい。元気な高齢者を増やすことは医療費の削減にもつながるので大切なことだと思う。資金だけの援助ではなく、人的な支援が必要だと考えている。

市：市内に34の老人クラブがある。そのうち、連合会に加入しているのが28団体ある。連合会に加入していない団体は役員の担い手がいないという課題があり加入していない。高齢者が増えていくにも関わらず、老人クラブの加入者が減っていくのは恵庭市だけの問題ではない。老人クラブの活性化を図るため、老人クラブ活性化委員会を26年度から設け、各老人クラブの活動の様子を冊子にして広報を行なったり、加入強化費として各団体へ10,000円交付したり、一人会員が増えたら2000円補助する等様々な事業を行なっている。昨年も人的支援について検討したが金銭的な支援になった経緯があるが、再度老人クラブ活性化委員会で人的支援について検討していきたい。

問：認知症の問題について、老人クラブの会員で認知症で入院した方がいるが、入院前は老人クラブの例会のことで毎日電話がきていた。この人とは別の人で、旅行先で行方不明になってしまった人がいる。社協の資料をみると徘徊高齢者位置検索システムが1件の利用しかない。老人クラブとしては事故が起きてしまうことを心配している。

市：位置検索システムでは、機械を持って家を出なければ意味がなく、認知症の方が機械を持って出るのは難しいことから利用者が少ない現状がある。恵庭市では、SOSネットワークを組織しており、認知症の方が外出後帰宅されないということがあれば市内100以上の事業所に顔写真入りのFAXが流れるようになっている。登録いただければ、警察に捜索願が出されれば介護福祉課へ連絡が来るようになっている。

市：行方不明になった場合に家族で捜索してから連絡がくるので時間が経ってしまうケースが多い。早く警察もしくは市役所へ連絡いただければ捜索する範囲は狭くなる。平均的に4、5時間経過してから連絡が入る。徘徊の場合は警察が主で捜索するが、時間が経過すると遠くまで行ってしまってるのでできるだけ早く連絡をいただきたい。

社：平成25年度から11事業が恵庭市から移管され、徘徊高齢者位置検査システムや緊急通報システムは認知症の方を対象とした事業であり、機械を持って出なければ捜索することができない。緊急通報システムの機械が技術革新し、そちらを使う方が増えている。まずは社協へ相談いただきたい。

問：保健センターの講習会等で高齢者は握力が大事だときいた。介護予防のため、に地区会館や憩の家等に握力計を設置してほしい。健康寿命が1年伸びれば、保険料が下がり好影響がある。

市：握力計をすぐに揃えるとは約束できないが、健康寿命を伸ばしたい同じ思いを持っている。握力計になるかはわからないが、健康寿命が伸びる施策を考えていきたいことから時間をいただきたい。

問：防災無線の聞こえは大変明瞭になった実感がある。できることなら、町内会の行事で地域だけに呼びかけを行いたい場面があるので使わせてほしい。

市：もうすでに使用して問題はなく、そのために町内会長へ鍵を渡している。使用方法についても中に説明書きがあるはずである。

問：恵庭市で優先している計画があれば知りたい。地域福祉計画は、地域福祉計画の資料をみると23年度から27年度までどのような実績だったのかが見えない。実績がわからないところ、意見及び要望と言われても出しようがない。社協の地域福祉実践計画は町内会長という立場で評議員になっており、どちら方は難しい部分があるが、地域福祉部会で第4期計画の検証等を行なったことからよくわかる。しかし、社協の関係では成年後見センターと介護支援ボランティアポイント制度を恵庭市から受託した場合現在のスタッフでやっていけるのか心配している。

市：どの計画も並行して進めていくものであり、それが我々の使命である。

社：叱咤激励ともとれるお話をいただき大変ありがたい。ご心配いただく点については、今後も社協の評議員等へ情報提供を行なっていき充分説明ていきたい。

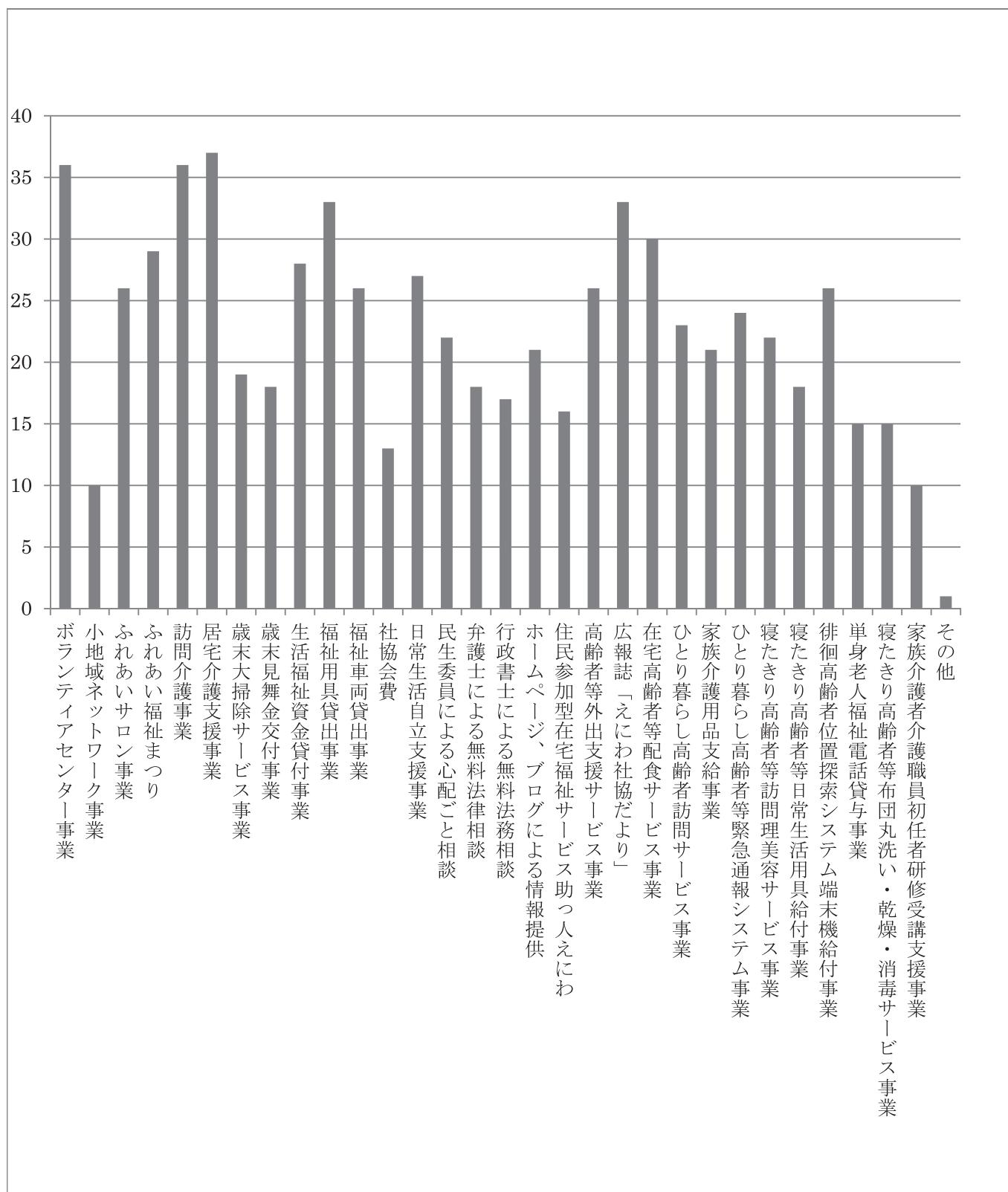
20時10分終了。

(イ) アンケート調査より

社協では次期計画策定にあたり、市内の相談支援機関や介護保険施設等 113 事業所を対象にアンケート調査を行いました。

調査は平成27年10月22日から11月6日まで、41事業所（36.2%）から回答をいただきました。アンケート回答結果は次のとおりです。

1. 社会福祉協議会で行っている事業・サービスについて、あなたが知っている又は相談支援で活用したことのある事業・サービスの有無について



2. 市民からの相談を受けるにあたって、地域課題として、最近特に気になると感じる相談の内容について

- ◆庭仕事や冬囲い、今まで利用者さんが行ってきたことを手伝えない。
- ◆大掃除も同じく、日常生活の汚れは掃除できても一番気になっている部分を手伝えない。
- ◆障がい児・者を持つ親から、将来的に安心して暮らしていく展望が想像できない。
- ◆生活保護者の受け入れについて。
- ◆介護保険は福祉用具のレンタルがあるが、障害福祉サービスはレンタルではなく、購入となるため、一時的に必要になった方への早急な対応が難しい面もある。
- ◆社協でのレンタル事業について積極的な広報を期待したい。
- ◆障がい者や高齢者の雇用促進事業。
- ◆ここ最近入居希望される方が生活保護の方が多く、現在2～3名の生活保護者が入居されている状況で、これ以上の受け入れが困難となります。生活保護の方が安心して入所できるような場所がもう少し増えればと思います。
- ◆ひとり暮らし、高齢者に対する支援。
- ◆遠く離れて暮らす家族からの相談。（最近、物忘れが多くなった、薬の飲み忘れもある様子に具体的にどう対応したらよいか・・・等。）
- ◆高齢者本人やご家族が、広汎性発達障がい等が疑われるものの、特に支援につながらず、経過したり、困窮したりしているケースが目立ちます。
- ◆同意に協力者のいない認知症初期や妄想など、センターとしても対応が容易でない場合が多いです。
- ◆市町村等からの通知書類がたくさん届くが、内容がわからないことが多い。誰に相談したら良いかわからない。（介護保険の自己負担の調書や減額の届出、今後のマイナンバー制度の手続き等。）
- ◆一人暮らしの方が増えている。緊急時の対応（受診等）、除雪等の環境の維持・整備、服薬等健康管理、安否確認、役所への手続き、ゴミ捨て・・・。

- ◆ひとり暮らしで全く身よりがないまたは親族が遠方にしかいないため、自分に何かあった時に不安を感じるとの相談。
- ◆家族背景から複数の機関の関わりが必要なケースが増えてきているように思います。
- ◆最近特に気になっているのは、特に独居老人に多いのですが、生きる希望を失っている方が少なからずいるということです。進みゆく高齢社会の中で孤独な独居世帯も増え、この類の相談も増えていくと思います。
- ◆金銭的な問題や待機者数の関係で、個々の高齢者にとって適切な生活の場が見つからない。
- ◆高齢者世帯、認知症を持つひとり暮らし、日中独居の方々に対する支援について、家族の対応が得られず、介護保険サービスや福祉サービスでは解決できない要望もあり、安価で柔軟に対応してもらえるサービスがあればと思う。
- ◆当社は訪問入浴サービスを行っていますが、お客様のご自宅へ訪問させていただき「家にきてくれる床屋さんはないか」というようなご相談を多く受けます。訪問理美容について、あまり知られていないという現状があるかと思います。
- ◆障がいを持つ方の高齢化とその狭間の制度・サービス利用について。
- ◆市外、病院や事業所へ通う際の移動手段。(サービスや事業所の送迎を利用できる場合もありますが、十分ではないように感じる。)
- ◆手帳を所持していない、または該当しない方への福祉ニーズ充足。
- ◆市内での移動手段。(公的交通機関・サービス等ではまかなえない。)
- ◆介護保険サービスが優先されることで、サービスでは行えない日常生活のちょっとした困る事に対しての支援がなされにくい。困ったままあるいは人の気持ちだけで動くことによって、ケアマネの心と力がないと困ったままの人たちがいる。(入院中の家のこと、ペットのこと、アルコールや薬の購入、移送、ちょっとしたおでかけ、介護施設への支援・・・。)
- ◆ケアマネの資質に差がある。
- ◆今現在、福祉に興味関心がない方でも、将来的に必要に迫られてから福祉サービス等を調べるのではなく、当たり前のこととしてどのような福祉サービスがあるか等を知っておいてもらいたい。

- ◆身体に障がいのある方だけでなく、他の障がいをお持ちの方でも利用できるような協議会としてのサービスがあるといいだろうなと思います。
- ◆介護保険サービスを利用するに当たり、介護認定を受けるまでとサービスを利用するまでの手続きの流れがわからない方がまだ多くおられるようです。
- ◆身寄りのいない方の支援、介護保険外の生活支援ニーズ。
- ◆介護保険等、またマイナンバーについて、高齢者や知的障がい者の方にとって理解が困難なようです。制度の説明をわかりやすく簡単にできないものかとの相談が多くあります。
- ◆家族の疲弊（高齢化）による子どもの施設入所依頼が多い。現実として施設入所はないに等しく、急な相談には対応困難。空があれば短期入所事業の活用もあるが、定員の関係で困難事例もある。このように障がい福祉（知的）では居住の場についてとても気になる所です。
- ◆日常生活自立支援事業の日常的金銭管理サービスの利用対象者の要件に変更があり、住宅型施設入居者でこのようなサービス利用の希望がある場合どうしたら良いものか、これに変わるサービスがあるのか。
- ◆介護離職について考えさせられました。介護を重視すると離職せざるを得なく、仕事を取ると介護がおろそかになってしまうケースがありました。また、介護を中心と考えるとしてのサービスがあるといいだろうなと思います。収入が得られなくなり生活が難しいとのことでした。
- ◆認認介護や老老介護の増加と支援の内容を知らない方々が多いこと。支援があることを知っていても言えない方がいること。
- ◆認知症の方の交通事故や運転に伴うトラブルの増加。
- ◆自宅外に徘徊された高齢者の方の捜索に関する周囲の社会資源間の協力体制について。
- ◆いわゆるヘルパーさんの異動・退職率が高く安定したサービスができにくくなっているらしい。
- ◆老人クラブに行きたいけど行く手段がない事や、介助がないと自宅の階段が降りられないという話をよく耳にします。
- ◆地域での日常的な交流が希薄となり、安否・所在等が不明なケースが増えており、対応に困難が生じている。

3. これから社会福祉協議会に期待する事業・サービスについて

- ◆事業紹介冊子が大変役立っています。対象者や有効期間などわかりやすく周知できれば助かる人が増えると思います。
- ◆地域の方とのネットワークや介護に関する情報など。
- ◆障がい者の金銭管理支援等の権利擁護に関する事業。
- ◆認知症対策として、認知症高齢者を捜索する仕組み作り行方不明となった情報を集約し、登録事業者へスマホ等の端末に一斉配信し（従来の文字情報ではなく写真を）、たまたま見つけるのではなく、捜索する意図をもって、マンパワーを活用したネットワーク窓口の構築を期待。包括支援センターが担えればベターだが、社協の力に期待したい。
- ◆地域の課題の抽出と検証、関係者の課題の共有。（必要な事業がみえてくる。）
- ◆地域の資源の発掘と周知。
ボランティアポイント事業には大きな期待感をもっています。できれば65歳未満の方々にも同様なポイント制があればと思っています。
- ◆多数の事業を行われて日々お忙しいことだと思いますが、社協さんの豊富な知識とネットワークを利用しての生活困窮者自立支援相談窓口として地域でご活躍して頂けることを期待いたします。
- ◆ふれあい福祉まつり、日常生活自立支援事業。
- ◆訪問サービスについて、日中独居の方でも利用できればいいと思う。
- ◆独居老人の孤独に寄り添う事業の拡大を望みます。現在でも訪問サービス事業等、多岐にわたって事業・サービスを展開していることと存じますが、その中でも新しい事業を増やすだけではなく、現行の事業・サービスの対象要件を拡大したり、より対外的に周知活動することにより、そのサービスを知り、利用する人も増えることがあると思います。そうした中でより多くの人と接し、市では把握しきれない市民の日常への幅広い援助を今後も期待します。
- ◆ボランティアの充実。（院内介助や外出時の同行などに十分な時間を対応してほしい。）
- ◆小地域ネットワーク活動。（各地域の活動の様子が知りたい。情報共有して支援に繋がればいいと思う。）
- ◆障がいの方も利用しやすい事業・整備など。

- ◆障がいの方でも福祉用具貸出の需要が高い。
- ◆後見制度に関する事。(必要なことに手が届く後見制度になって頂きたい。)
- ◆介護保険ではまかなえないサービス全般。(単に数にとらわれずに。)
- ◆介護者の健康管理に対する支援。(介護者受診時、要介護者見守りサービス、預かりサービスみたいな。)
- ◆外来受診時付き添いサービス。
- ◆退院前、環境(家の)整備サービス。
- ◆インスリン打てない人のためにインスリン注射お手伝いヘルプ。
- ◆冬季・長期留守番見守りサービス。(長期、特に冬は家を長く開けると心配。)
- ◆夕方、就寝前見守りサービス。
- ◆市民後見人をお願いしたいです。
- ◆就労あっせん事業。(知的障がい者、シルバー対象。)
- ◆除雪サービス、担い手の育成。(市民)
- ◆初任者研修等で介護職に興味のおありの方に施設の見学や紹介いただければ、より地域の方の老人福祉へのご理解いただけるかと思います。
- ◆ご利用者様の趣味嗜好の多様化につれ、趣味活動のお相手や行事の際の付き添いや余興をやって下さるボランティアさんの需要が依然に増して高まっています。また、今後、「軽度者向けの介護保険サービス」移行後のサービスの大切な担い手となって下さる方々を確保していくためにも、今後も地域のボランティアさんとの連絡調整役をぜひお願いしたい。
- ◆第4期の計画について見てみると各事業の多くが継続してゆく、あるいは拡大していくとの方向性であった。事業がどんどん増加していくことは、限られた職員の行動範囲も自ら限定されてしまう。各事業をみると他団体への移譲すべきもの、行政との重複するもの等あると思われる。期待される事業が多ければ多いほど良いことではあるが、取り組む枠組みの検討も必要ではないか。取捨選択し、特化した事業の深化を考えることもあってよいのではないか。

◆ボランティア事業：介護保険では難しいことを利用者が気軽に利用できるよう身近なものになると、高齢夫婦世帯は助かると思います。

◆ボランティアによる生活支援サービスの拡充。

◆徘徊探索G P S装置の小型化。

◆現在多くの事業を行っていただいている。今後の恵庭市の状況を考えると、福祉へ関心をもっていただける次世代の担い手をどのように確保していくかが大きな課題となっています。社協様にすべてお願いするわけではありません。法人、事業所、市などが協働して取り組んでいく機会、きっかけを作つて頂けないかと、個別に対応する状況は既に時代にマッチしていないかと思います。

4. 社会福祉協議会へのご意見・ご要望等について

◆ふれあい福祉まつりの内容見直し。（例年とは違う内容。）

◆サービスがあつても使いにくい。制約が多い、手続きが面倒というイメージが大きい。

◆民間のサービス（保険外）では一回500円の買い物を頼むのに何千円もかかる（徴収される）ものもあり、使わざるを得ない方がいます。

◆独居や不健康、老老介護の家族が多いというのは、今はもうあたり前になってきています。そういう意味でもサービスは一人ひとりのために使いやすくお願ひしたい。

◆「社協だより」をもっと頻繁に発行するなど、より社会福祉協議会の活動や存在をアピールしていくことを望みます。周りの人にも社協が日々どんな活動をしているかよく理解していない人も少なからずいるので、周知活動をして利用者・協力者が増えれば、福祉課題解決の主体としての恵庭市社会福祉協議会がより一層活躍していくことと思います。

◆市からの委託・移行事業を含め、これほど多くの事業を運営していることに驚きました。職員の方の大変さはさぞかしだと思います。助け合いの考え方のもと（若い世代）、30～40代の世代の人達が関わつていける事業や取組が見えると更に身近に感じられるのは。それぞれ持つている力を生かし合いでいいですね。スタッフのみなさん、疲弊しないように活躍してくださいね。

◆どんどん事業が 増加拡大していく中で、社協のスタンスとして地域コミュニティーへの関わり方、各団体間の調整するコーディネーターとしての役割を踏まえたうえで、リーダー的存在として動くのか、フォローアッパーとしての支援する位置づけを目指すか、どちらにしても事業の整理は必要と思う。

◆今後の経営方向として、財政部分で

- ①介護保険事業等の強化等による報酬により収入増を図る。
- ②会費や寄附金など他からの援助による収入増を図る。
- ③行政からの補助等による収入増を図る。

など、いろいろな考え方があるが、円滑な事業展開のためにも収入の安定を良く考える必要がある。(余計なお世話かも知れないが。)

(ウ) 地域包括支援センター情報交換会より

現場で高齢者と関わる機会が多い市内3ヶ所の地域包括支援センターと平成28年2月15日～2月17日の3日間で第5期地域福祉実践計画（第1次案）について情報交換会を開催しました。主な内容については、次のとおりです。

◆町内会・自治会の役員会や交流会などに呼んでいただける機会があり、地域の方々と顔馴染の関係が構築できてきてている。顔馴染の関係があると、初期の認知症の方等地域で心配な方がいると包括支援センターへ相談しやすくなると思う。今後さらに顔馴染の関係を増やしていきたい。

◆ふれあいサロンでは、認知症の方を受入してくれ、要支援の方でも参加することができる所以高齢者等の地域の居場所として効果を感じる。

◆要支援の方でもボランティア活動したいという方がいるが、移動手段がなく参加につながっていない。参加することができれば、介護予防にもつながるという思いがある。

◆社協広報誌を発行すると、高齢者等配食サービス事業や緊急通報システム等について利用したいという方から連絡が入ることが多い。

◆包括支援センターでは高齢者の方を支援するために世帯に関わることが多いが、子どもが同居していて無職であるというケースがある。介護保険の利用が増えたり、施設入所、親が亡くなった場合等のことを考えると心配であるがどこに相談したらいいのかわからない。

第4章 地域福祉を推進するための目標設定について

1 基本理念（目標）

誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり

少子高齢社会にあっては、住み慣れた身近な地域で誰もが安心して暮らせる地域づくりとともに、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくりに向けた取り組みが必要と考えます。

このため、恵庭市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、市民、行政、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉関係機関団体、ボランティア関係者等と連携・協働して、その推進を図るため、基本理念として掲げます。

2 基本（個別）目標

基本理念を実現するために、第4期地域福祉実践計画で掲げた5つの個別目標の検証・評価を踏まえ、次の5つの基本目標を掲げ具体的に計画を推進します。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 基本目標 1 | 「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」 |
| 基本目標 2 | 「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」 |
| 基本目標 3 | 「地域生活での安心と自立をサポートします」 |
| 基本目標 4 | 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」 |
| 基本目標 5 | 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」 |

基本目標1 「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

急激な少子高齢化の進展は、住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が注目されています。

地域福祉推進の中核的事業として推進してきている「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現を図ります。

基本目標2 「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備が求められています。また、制度外の福祉ニーズに対してボランティアによる支援を求める相談も増加してきており、これらに対応するためボランティアセンターの機能強化等を図ります。

基本目標3 「地域生活での安心と自立をサポートします」

権利擁護の総合的推進や生活困窮者への支援等、生活課題を抱えた方々への支援に住民参加を得ながら対応するための体制づくりを推進します。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供や相談支援体制の強化を図ります。

基本目標4 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

社協が、介護保険サービス等を含めた在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援に向けた体制整備を図ります。

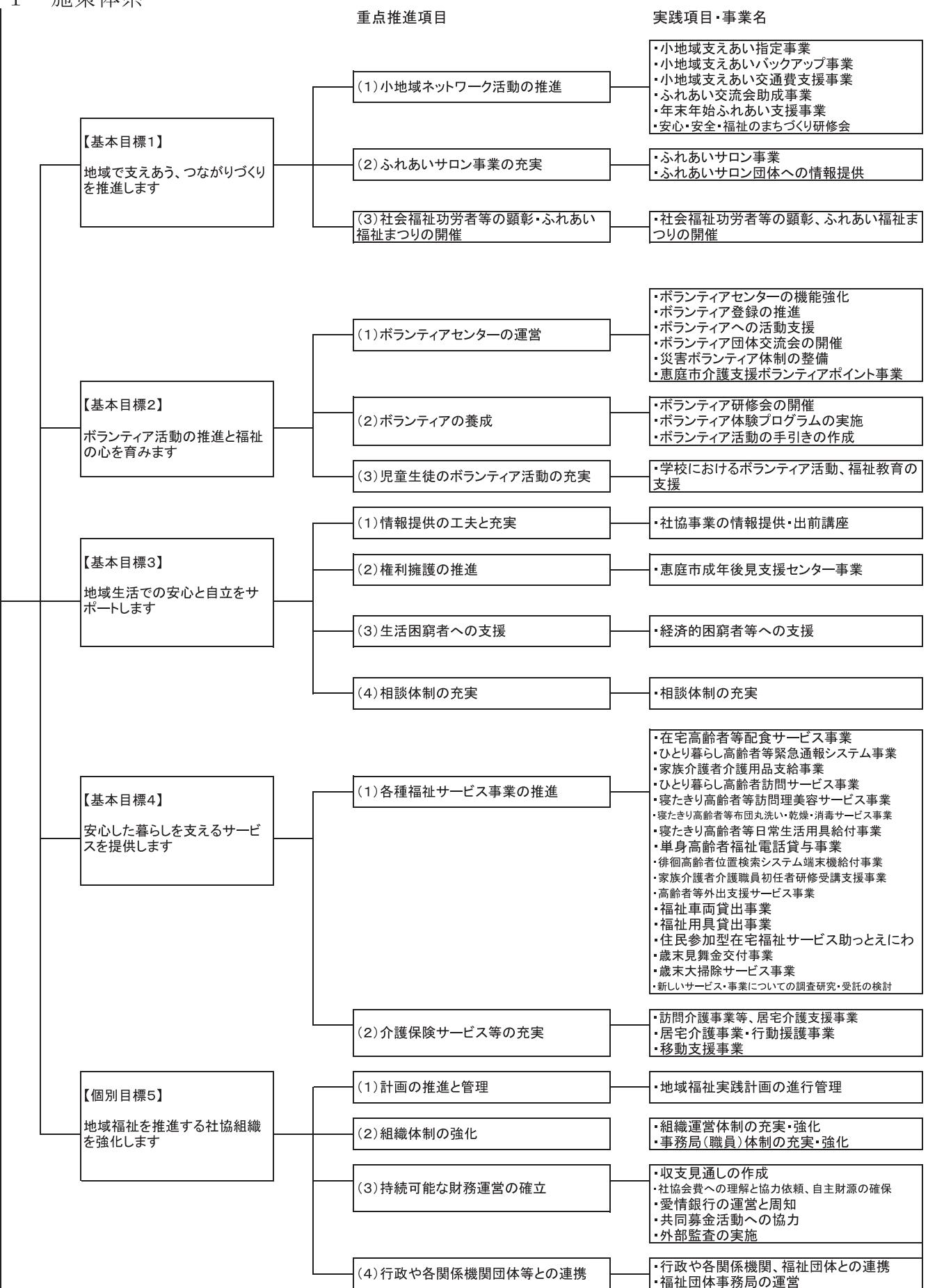
基本目標5 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

社協が、地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立を図ります。

第5章 計画の施策体系について

1 施策体系



第6章 体系別実施計画について

基本目標1 地域で支えあう、つながりづくりを推進します

重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】 継続○ 新規※ 見直し・検討☆

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【小地域支えあい指定事業】 各町内会・自治会を3年間指定し、地域福祉座談会、声かけ訪問、福祉マップづくり、広報事業、活動の仕組みづくり等を進め、地域での支えあい活動の定着を図ります。指定地区増へ向けた見直し検討を行います。	自主事業 40 地区	☆ 40 地区	○	○	○	○
【小地域支えあいバックアップ事業】 小地域支えあい指定事業を終了した地区を対象に活動の継続を支援します。	自主事業	☆	○	○	○	○
【小地域支えあい交通費支援事業】 各町内会・自治会が行う行事に介護が必要な高齢者、障がいのある方等が行事に参加できるよう支援を行います。	自主事業	☆	○	○	○	○
【ふれあい交流会助成事業】 地域のつながりづくりを目的として、高齢者を含む交流事業を支援します。	自主事業 37 地区	☆ 37 地区	○	○	○	○
【年末年始ふれあい支援事業】 年末・年始（12月～1月）に行う交流事業を支援し、冬期間の交流促進を図ります。	自主事業	☆	○	○	○	○
【安心・安全・福祉のまちづくり研修会】 地域で福祉活動に携わる方々を対象に研修会を開催します。（年1回）	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【ふれあいサロン事業の充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【ふれあいサロン事業】 地域で気軽に集える場「ふれあいサロン」事業を実施し、サロン団体の運営を支援します。	自主事業 42 団体	○ 42 団体	○	○	○	○
【ふれあいサロン団体への情報提供】 ふれあいサロン事業に関わる方々の情報交換の場として、研修会または交流会を開催します。	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催】 社会福祉協議会、共同募金委員会の共催で地域福祉に貢献のあった団体・個人の顕彰と、社協事業等のPRを兼ねて開催します。	自主事業	○	○	○	○	○

基本目標2 ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます

重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【ボランティアセンターの機能強化】 ボランティアコーディネーター及びアシスタントボランティアを配置し、ボランティアに関する相談、ボランティアニーズの需給調整を行う等、ボランティアセンターの運営を行います。	自主事業	○ 活動人数 1,000人	○ 活動人数 1,100人	○ 活動人数 1,200人	○	○
【ボランティア登録の推進】 個人・団体ボランティアを募集し、ボランティアニーズに対応できる体制を整備します。	自主事業	○ 個人 140名 60団体	○ 個人 150名 61団体	○ 個人 160名 62団体	○	○ 個人 160名 62団体
【ボランティアへの活動支援】 活動支援として、個人ボランティアの保険料を負担するほか、ボランティアセンターに登録している団体を対象として、ボランティア保険等活動に必要な経費の一部を助成し、活動の支援を行います。	自主事業	○	○	○	○	○
【ボランティア団体交流会の開催】 ボランティア登録団体間の情報交換の場として交流会を開催します。	自主事業	○	○	○	○	○
【災害ボランティア体制の整備】 災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるために、必要に応じマニュアルの更新、備品の購入等体制を整備します。	自主事業	○	○	○	○	○
【恵庭市介護支援ボランティアポイント事業】 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを目的に、高齢者支援施設等で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、ボランティア活動の活性化を図ります。	受託事業	※	○	○	○	○

重点推進項目【ボランティアの養成】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【ボランティア研修会の開催】 ボランティア活動へのきっかけづくり、登録しているボランティアのフォローアップを目的にボランティア研修会を開催し、ボランティアについての理解を深めボランティアを養成します。	自主事業	○	○	○	○	○
【ボランティア体験プログラムの実施】 ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、体験プログラムを実施します。	自主事業	○	○	○	○	○
【ボランティア活動の手引きの作成】 初めての人でも安心して活動ができるように、活動時のマナーや心構え等をまとめた手引きを作成します。	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援】 各学校で実施するボランティア活動や地域との交流事業等に対し助成を行います。その他総合学習で使用する福祉体験の用具貸出、講師紹介、社協職員が学校へ行きボランティアについての説明を行なう等支援を行います。	自主事業	☆	○	○	○	○

基本目標3 地域生活での安心と自立をサポートします

重点推進項目【情報提供の工夫と充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【社協事業の情報提供・出前講座】 社協広報誌を発行するとともに、ホームページやブログの作成、社協事業紹介冊子を発行するほか、学生の職場体験や出前講座等を行い、社協事業の周知及び理解を促進します。	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【権利擁護の推進】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【恵庭市成年後見支援センター事業】 法人後見事業、市民後見人養成事業、成年後見制度の普及啓発を行う成年後見支援センターを恵庭市より受託し、北海道社会福祉協議会より一部業務受託している日常生活自立支援事業も併せて一体的に実施し権利擁護体制を推進していきます。	受託事業	※	○	○	○	○

重点推進項目【生活困窮者への支援】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【経済的困窮者等への支援】 生活困窮者自立支援の自立相談支援機関と連携・協力をを行い、経済的に困窮された方等を対象として、生活福祉資金貸付事業（道社協受託事業）の各種資金の貸付、本会実施の生活資金貸付事業、緊急食糧援助を行う等経済的自立と生活の安定を図るための支援を行います。	受託事業 自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【相談体制の充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【相談体制の充実】 相談窓口として様々な相談に対応するため福祉の専門職を配置し相談体制の充実を図るほか、月に1回、「弁護士による無料法律相談」、「民生委員による心配ごと相談」、「行政書士による法務相談」の窓口を設け相談事業を実施します。	自主事業	☆	○	○	○	○

基本目標4 安心した暮らしを支えるサービスを提供します

重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【在宅高齢者等配食サービス事業】 高齢、虚弱または身体の障がい等により調理できない高齢者世帯等に夕食弁当を配達するとともに安否確認を行います。	補助事業	○	○	○	○	○
【ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業】 急病等突発的な事態が発生した時に迅速かつ適切な対応をとることと、定期的な安否の確認や健康相談を行うために、24時間いつでも緊急通報のできる携帯端末を貸出し、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を解消し、人命の安全確保を図ります。	補助事業	○	○	○	○	○
【家族介護者介護用品支給事業】 在宅で常時介護を必要とする概ね65歳以上の寝たきり高齢者等や身体に障がいのある方がいる世帯を対象に紙おむつ等の介護用品を支給し、介護負担の軽減を図ります。	補助事業	○	○	○	○	○
【ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業】 1週間に1本の乳製品の配達と、1か月に1回自宅訪問及び1週間に2回の電話により、ひとり暮らし高齢者の孤独感解消を図り、利用する方の体調を含めた日常生活を把握、安否の確認を行います。	補助事業	○	○	○	○	○
【寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業】 在宅の寝たきり高齢者等を対象に、自宅を訪問して訪問理美容のサービスを行い、保健衛生や福祉の向上を図ります。	補助事業	○	○	○	○	○
【寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業】 在宅の寝たきり高齢者等を対象に、寝具の丸洗い、乾燥及び消毒のサービスを提供することで衛生的で快適な在宅生活の援助を行います。	補助事業	○	○	○	○	○
【寝たきり高齢者等日常生活用具給付事業】 ひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具(火災報知器、自動消火器、電磁調理器)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立生活の支援を行います。	補助事業	○	○	○	○	○

【単身高齢者福祉電話貸与事業】 ひとり暮らし高齢者世帯を対象に電話の貸与を行ない、電話による安否確認及び各種の相談を行なうことによって在宅生活の支援を行います。	補助事業	<input type="circle"/>				
【徘徊高齢者位置検索システム端末機給付事業】 徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している世帯を対象に、徘徊した場合、その居場所を発見できる端末機を給付し、早期発見と安全確保を図っていきます。	補助事業	<input type="circle"/>				
【家族介護者介護職員初任者研修受講支援事業】 現に高齢者を介護している家族又は、介護していた家族が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、介護職員初任者研修を受講した場合に受講料の一部の助成を行います。	補助事業	<input type="circle"/>				
【高齢者等外出支援サービス事業】 自力での歩行が困難な高齢者、障がい者のために外出支援を行います。	補助事業	<input type="circle"/>				
【福祉車両貸出事業】 車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸出し、外出支援や社会参加の促進を図ります。	自主事業	<input type="circle"/>				
【福祉用具貸出事業】 寄贈された車いすや電動ベッド等の福祉用具を活用し、必要とする方へ無料で貸出します。	自主事業	<input type="circle"/>				
【住民参加型在宅福祉サービス助っ人えにわ】 介護ヘルパー等の資格を持つ方が有料で福祉活動を行います。	自主事業	☆				
【歳末見舞金交付事業】 民生委員を通して支援が必要な方々を把握し、低所得世帯等を対象に見舞金を交付します。	自主事業	☆				
【歳末大掃除サービス事業】 年末に、身体的・経済的に大掃除が困難な高齢者世帯等を対象に無料で大掃除を行います。	自主事業	<input type="circle"/>				
【新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討】 社協として時代に即応したサービスを行うため、関係団体等に調査を実施するほか、恵庭市からの受託事業等について協議・検討を行います。	自主事業	<input type="circle"/>				

重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【訪問介護事業等、居宅介護支援事業】 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業を実施します。	自主事業	○	○	○	○	○
【居宅介護事業・行動援護事業】 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、行動援護事業を実施します。	自主事業	○	○	○	○	○
【移動支援事業】 恵庭市移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業を実施します。	自主事業	○	○	○	○	○

基本目標5 地域福祉を推進する社協組織を強化します

重点推進項目【計画の推進と管理】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【地域福祉実践計画の進行管理】 市民にわかりやすく地域福祉実践計画を発信し、地域福祉部会等で進行管理を行います。	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【組織体制の強化】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【組織運営体制の充実・強化】 今後の社協（法人）の円滑な運営を図るため、理事会・評議員会等のあり方を踏まえ、必要に応じて組織体制の見直しに努めます。	自主事業	※	○	○	○	○
【事務局（職員）体制の充実・強化】 今後の社協の事務事業を円滑に推進するため、事務局組織体制の強化と、人材の確保及び育成等に努めます。	自主事業	※	○	○	○	○

重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】

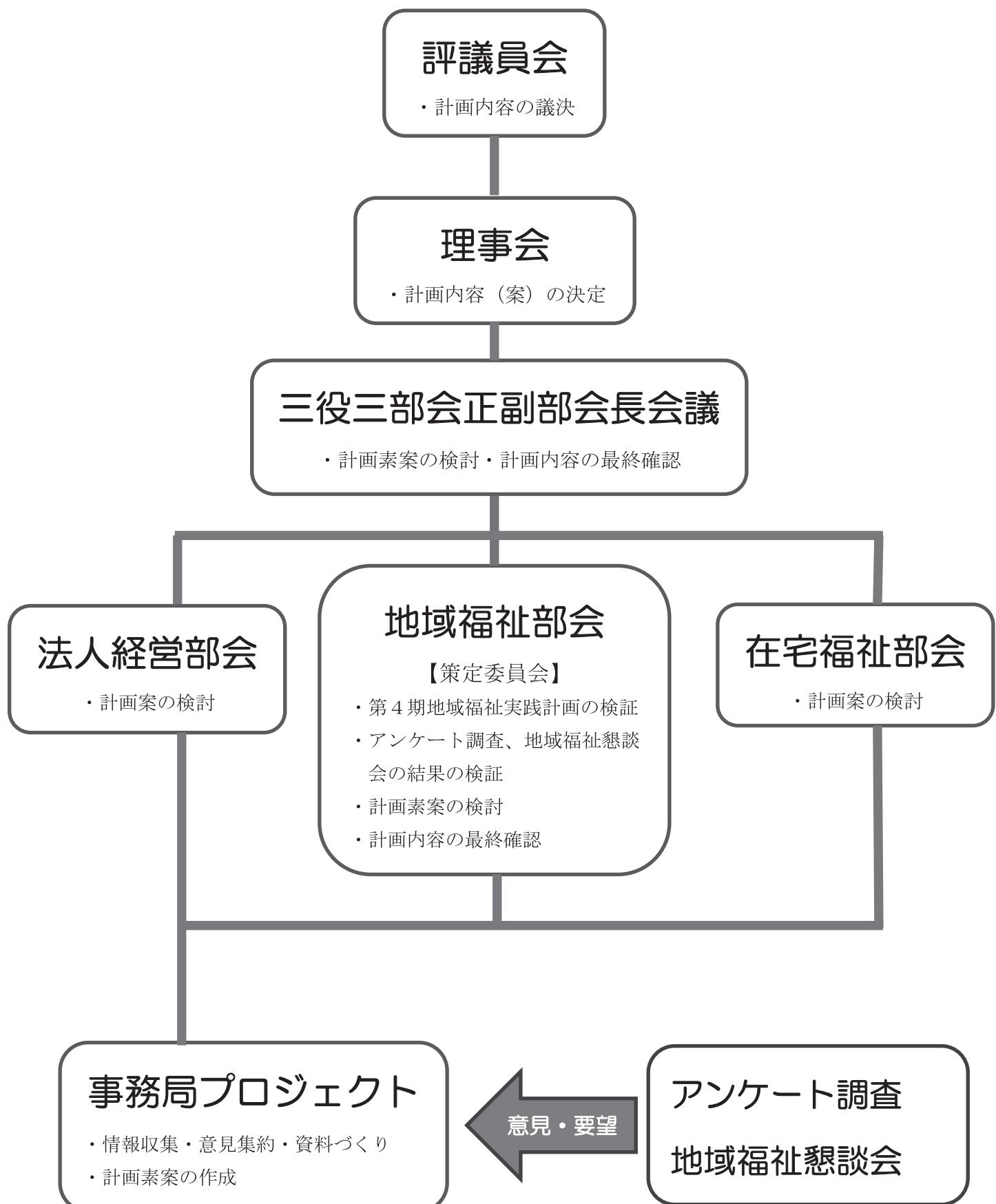
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【収支見通しの作成】 中長期の収支見通しを作成し、安定的な財務運営に努めます。	自主事業	※	○	○	○	○
【社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保】 社協の事業や会費についての理解と協力についての働きかけを継続して行うと同時に、引き続き新たな財源の確保について調査、検討します。	自主事業	○	○	○	○	○
【愛情銀行の運営と周知】 寄付金の受入や、物品の預託等を積極的に行います。	自主事業	○	○	○	○	○
【共同募金活動への協力】 共同募金運動に積極的に協力します。	協力事業	○	○	○	○	○
【外部監査の実施】 会計の透明性を高めるために、外部による監査を実施します。	自主事業	○	○	○	○	○

重点推進項目【行政や各関係機関団体との連携】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		28	29	30	31	32
【行政や各関係機関、福祉団体との連携】 行政、関係機関、ボランティア団体、福祉団体や市内の介護保険事業者や地域包括支援センターと連携し、地域福祉事業を行います。	自主事業	○	○	○	○	○
【福祉団体事務局の運営】 恵庭赤十字奉仕団、保護司会等の事務局を担い、適切な運営を行い地域福祉を推進します。	協力事業	○	○	○	○	○

第7章 資料編

1 第5期地域福祉実践計画策定体制



2 計画策定までの経過

日 時	策 定 経 過
平成26年11月25日	平成26年度第3回地域福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画策定スケジュール（案）について
平成27年 2月25日	計画策定にかかる恵庭市との打ち合わせ
3月 2日	平成26年度第4回地域福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画策定方針について
4月 16日	第1回事務局プロジェクト会議 ・第4期地域福祉実践計画の検証について ・第1回地域福祉部会について ・地域福祉懇談会について
4月 27日	平成27年度第1回地域福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画の策定について ・第4期地域福祉実践計画の検証について
6月 10日	第2回事務局プロジェクト会議 ・第4期地域福祉実践計画検証・評価報告書について
7月 15日	第2回地域福祉部会 ・第4期地域福祉実践計画平成26年度事業実施分の評価について
8月 11日	第3回地域福祉部会 ・第4期地域福祉実践計画平成26年度事業実施分の評価結果について ・第4期地域福祉実践計画検証・評価報告書について
8月 31日	計画策定にかかる恵庭市との打ち合わせ ・地域福祉懇談会について
9月 28日	第4回地域福祉部会 ・策定スケジュールの変更について ・地域福祉懇談会について
10月 6日	第3回事務局プロジェクト会議 ・第5期地域福祉実践計画の目標について ・介護保険施設等関係機関アンケートについて

日 時	策 定 経 過
10月15日	第4回事務局プロジェクト会議 ・第5期地域福祉実践計画の目標について ・計画の体系について
10月21日	地域福祉懇談会（島松地区）
10月22日～11月6日	介護保険施設等アンケート調査の実施
10月26日	地域福祉懇談会（恵庭地区）
10月29日	地域福祉懇談会（恵み野地区）
11月12日	第5回事務局プロジェクト会議 ・第5期地域福祉実践計画の計画書について
11月20日	第6回事務局プロジェクト会議 ・第5期地域福祉実践計画の計画書について ・各事業の方向性、新規・廃止事業等の検討について
12月2日	第5回地域福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画の素案について
12月3日	第7回事務局プロジェクト会議 ・パブリックコメント実施に向けた計画書の調整事項について
12月15日	第8回事務局プロジェクト会議 ・パブリックコメント実施にかかるスケジュールについて
平成28年1月13日	三役三部会長会議 ・パブリックコメントの実施について
1月18日	地域福祉部会 ・パブリックコメントの実施について
1月20日～2月22日	パブリックコメントの実施
2月15日～2月17日	市内地域包括支援センターとの情報交換会

2月22日	三役三部会正副部会長会議 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
2月26日	地域福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
2月29日	在宅福祉部会 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
	法人経営部会 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
3月8日	平成27年度第5回理事会 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
3月23日	平成27年度第4回評議員会 ・第5期地域福祉実践計画（案）について
4月	計画書の発行



～地域福祉部会（策定委員会）の様子～



～地域福祉懇談会の様子～

第5期地域福祉実践計画

【発行・編集】

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446

恵庭市末広町124番地 恵庭市福祉会館内

TEL 0123-33-9436

FAX 0123-33-9709

Mail syakyo@eniwa-syakyo.or.jp

ホームページ <http://www.eniwa-syakyo.or.jp>

ヘルパーステーション

(指定居宅介護支援事業所・指定訪問介護事業所)

TEL 0123-33-1120

FAX 0123-33-1121

平成28年4月発行